

# 建築BIM推進会議 設置要綱

## (設置)

第1条 官民が一体となってBIM (Building Information Modeling) の活用を推進し、建築物の生産プロセス及び維持管理における生産性向上を図るため、「建築BIM推進会議（以下、「推進会議」という。）」を設置する。なお、推進会議は、「BIM/CIM推進委員会」（平成30年9月3日設置）の建築分野の検討ワーキンググループ（WG）として設置する。

## (所掌事務)

第2条 推進会議は、建築分野におけるBIMの活用・推進を図るため以下の検討などを行うものとする。

- (1) 建築生産・維持管理に係る各分野におけるBIMの活用・推進に係る検討状況の共有
- (2) BIMの活用による建築物の生産・維持管理プロセスや建築物に係る周辺環境の将来像の検討・策定
- (3) BIMの活用促進、将来像の実現に係るロードマップ（官民の役割分担、工程表）の検討・策定
- (4) その他BIMの活用を図るための課題の抽出、対応方策の検討

## (組織)

第3条 推進会議は、別紙に掲げる委員をもって組織する。

2 委員の任期は、委嘱の日から、令和4年3月31日までとする。

## (委員長)

第4条 推進会議に委員長を1名置き、委員長は、東京大学大学院工学系研究科 松村秀一 特任教授をもって充てる。

2 委員長は会務を総理し、推進会議を代表する。

## (推進会議)

第5条 推進会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員長は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

3 委員長が必要であると認めた場合、推進会議の下に部会を設置することができる。

## (議事の公開)

第6条 推進会議は原則として公開するものとし、その議事要旨は公開とする。ただし、公開することにより、当事者又は第三者の権利及び利益並びに公共の利益を害するおそれがあるもの、特定の事業者に関連したものその他委員長が公開することが適当でないと認めた場合は、会議及び関係する資料について公開しないものとする。

2 部会の議事等については、部会設置要綱によることとする。

## (事務局)

第7条 推進会議の事務局は、国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課、国土交通省土地・建築産業局建設業課、国土交通省住宅局建築指導課に置く。

2 部会の事務局は、部会設置要綱によることとする。

## (委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、委員長が推進会議に諮って定める。

附則 この要綱は、令和元年6月7日から施行する。